

令和 5 年度

通 常 集 会

※新型コロナウイルス感染症対応のため集会は中止し、
冊子配布とする。

公益社団法人新潟県看護協会村上支部

【令和 4 年度役員会報告】

第 1 回 令和 4 年 8 月 3 日 (水)
水害のため予定を変更し、書面開催とした。

第 2 回 令和 4 年 11 月 11 日 (金)

- (1) 報告・検討事項
 - ①支部活動中間報告
 - ②令和 5 年度支部活動計画について
 - ③村上支部だより発刊について

第 3 回 令和 5 年 2 月 17 日 (金)

- (1) 報告・検討事項
 - ①支部長報告
 - ②令和 5 年度通常集会・集合研修について
 - ③三職能合同研修について

第 4 回 令和 5 年 4 月 28 日 (金)

- (1) 報告・検討事項
 - ①支部長報告
 - ②三職能合同研修会について
 - ③今後の会議予定・次年度の役員選出について

【令和4年度事業報告】

会員数 397名

1 令和4年度村上支部通常集会

新型コロナ感染拡大により中止とし、集会冊子を作成し、会員に配布した。

2 地域活動事業

- ・下越地域医療構想調整会議への出席（支部長）

日時：8月24日・2月27日

- ・在宅医療普及啓フォーラム共催に出店（6名参加）

日時：11月26日（土）12:30～16:00

会場：村上市民ふれあいセンター

内容：看護協会PR、健康相談、血圧・酸素飽和度測定

来場者約50名

3 会員拡大活動

支部だより・書面研修資料（認知症患者と睡眠について）・看護協会入会案内を介護・福祉施設、診療所の看護協会未加入者（管内26施設）へ郵送し、会員拡大活動を行った。

4 その他

- ・「村上支部協会だより」発行年1回（令和4年12月）

書面研修（令和4年12月）

テーマ：「認知症患者と睡眠について」

講師：新潟県立坂町病院 認知症認定看護師 小林真由美 様

東洋羽毛工業株式会社 様

全会員（397名）に研修資料を配布

令和4年度決算報告

2022年 4月 1日～2023年 3月31日

(公社)新潟県看護協会 村上支部
(単位:円)

勘定科目	公益目的事業会計 (集会・研修・地域活動)		法人会計 (役員会等支部の運営)		合 計		内 容
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額	
支部受取会費	93,000	99,250	93,000	99,250	186,000	198,500	支部会費
参加料収入	0	0	0	0	0	0	集会等参加料
負担金収入	0	0	0	0	0	0	協力負担金
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	寄付金
受取利息	0	0	0	6	0	6	預金の利息
支部活動費収入	203,000	56,260	150,000	43,740	353,000	100,000	支部活動費収入
雑収益	0	0	0	0	0	0	
収益 計(A)	296,000	155,510	243,000	142,996	539,000	298,506	
報酬	150,000	8,000	80,000	0	230,000	8,000	集会・研修等講師の謝金(差引支給額・源泉徴収額)
旅費交通費	60,000	0	80,000	54,760	140,000	54,760	旅費・乗車券代・宿泊代・タクシーチケット代・食事代
通信運搬費	20,000	9,080	25,000	11,676	45,000	20,756	切手代・電話代・インターネット・宅急便・振込手数料
消耗品費	20,000	0	30,000	4,386	50,000	4,386	文具・封筒・コピー用紙・プリンタインク・ファイル・ゴミ袋・お花など
修繕費	0	0	0	0	0	0	修理代・保守料
印刷製本費	150,000	168,300	50,000	27,520	200,000	195,820	コピー代・冊子やチラシ・宛名シールの印刷代
光熱水費	0	0	0	0	0	0	電気・ガス・水道・灯油
賃借料	20,000	0	25,000	5,170	45,000	5,170	集会・研修・役員会などの会場代・機器レンタル料
費用	20,000	0	20,000	4,742	40,000	4,742	昼食代・お菓子代
租税公課	0	0	0	0	0	0	税金
委託費	10,000	0	15,000	880	25,000	880	クリーニング代
涉外費	10,000	3,240	5,000	0	15,000	3,240	お土産代
研修費	0	0	0	0	0	0	
雑費	7,000	0	6,000	550	13,000	550	残高証明発行手数料・両替手数料 (ほか、上記にあてはまらない費用)
費用 計(B)	467,000	188,620	336,000	109,684	803,000	298,304	
利益(A-B)	▲ 171,000	▲ 33,110	▲ 93,000	33,312	▲ 264,000	202	
期首残高未収会費	300,000	▲ 109,941	0	410,101	300,000	300,160	前年度繰越金
期首残高未払金	0	0	0	0	0	0	前年度末未払金
期末残高	129,000	▲ 143,051	▲ 93,000	443,413	36,000	300,362	次年度繰越金

令和 5 年度 事業計画

1. 村上支部通常集会（冊子配布）

内容

令和 4 年度事業・会計報告
令和 5 年度事業計画・予算

2. 職能活動

- ・三職能合同研修会 年 1 回

日時：10 月 14 日（土）13:00～15:00

会場：村上市民ふれあいセンター

講師：精神保健福祉士・スクールカウンセラー・病院ソーシャルワーカー
相談室「楽楽」 滝波厚子 様

テーマ：未定

予定

3. 広報活動

- ・支部だより発刊 年 1 回（令和 6 年 1 月発行予定）

4. 運営に関する会議

- (1) 通常集会 中止
- (2) 役員会 年 4 回程度

5. その他

- (1) 在宅医療普及啓発講演会にブース出展（例年通り）
- (2) 会員拡大活動

令和5年度予算(案)

2023年4月1日～2024年3月31日

(公社)新潟県看護協会 村上支部
(単位:円)

勘定科目		年間予算額		内 容
	公益目的事業会計 (集会・研修・地域活動)	法人会計 (役員会等支部の運営)	合 計	
収 益	支部受取会費	96,000	96,000	支会費 @500×384名分=192,000円
	参加料収入			0 集会等参加料
	負担金収入			0 協力負担金
	受取寄付金			0 寄付金
	受取利息			0 預金の利息
	支部活動費収入	203,000	150,000	353,000 支部活動費収入
	雑収益			0 図書販売手数料 その他上記に当たらない収入
収益 計(A)		299,000	246,000	545,000
費用	報酬	50,000	30,000	80,000 集会・研修等講師の謝金(差引支給額・源泉徴収額)
	旅費交通費	60,000	80,000	140,000 旅費(乗車券代・宿泊代・タクシー代・役員会旅費・日当など)
	通信運搬費	20,000	25,000	45,000 切手代・電話代・インターネット・宅急便・振込手数料
	消耗品費	20,000	30,000	50,000 文具・封筒・コピー用紙・プリンタインク・ファイル・ゴミ袋・お花など
	修繕費			0 修理代・保守料
	印刷製本費	150,000	50,000	200,000 コピー代・冊子やチラシ・宛名シールの印刷代
	光熱水費			0 電気・ガス・水道・灯油
	賃借料	20,000	25,000	45,000 集会・研修・役員会などの会場代・機器レンタル料
	需用費	10,000	10,000	20,000 昼食代・お茶代・お菓子代
	租税公課			0 税金
	委託費			0 クリーニング代
	涉外費	10,000	10,000	20,000 お土産代
研修費				0
雑費		5,000	3,000	8,000 残高証明発行手数料・両替手数料 (ほか上記にあてはまらない費用)
費用 計(B)		345,000	263,000	608,000
利益(A-B)		▲ 46,000	▲ 17,000	▲ 63,000
期首残高		200,000		200,000 前年度繰越金
期末残高		154,000	▲ 17,000	137,000 次年度繰越金

新潟県看護協会支部運営規則準則

公益社団法人新潟県看護協会村上支部運営規約

公益社団法人新潟県看護協会（以下「県協会」という。）が定款に規定する事業目的を実現するため、地域に設置する組織の構成および運営について必要な事項を定める。

（名称）

第1条 組織の名称は、公益社団法人新潟県看護協会村上支部（以下「支部」という。）

（組織）

第2条 支部は村上地域に勤務または住所を有する県協会の会員をもって組織する。

（目的）

第3条 県協会との連携のもとに、職業倫理の向上を図り、看護に関する専門的教育研修ならびに、学術の研究に努めることにより、地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第4条 事務所は、支部長が所在する施設または住所に置く。

（会員管理）

第5条 会員の管理は、県協会の資料により作成される会員名簿により行う。

- 2 会員名簿は常時事務所に備え置かなければならない。
- 3 会員名簿により取得された情報は事務所で管理し、会員管理のために利用する以外、他に利用してはならない。併せて、個人情報保護法および県協会関係規定を遵守し管理しなければならない。

（資産）

第6条 資産は、支部会費、支部活動費、その他の収入をもって構成する。

- 2 資産の管理は支部長が行う。
- 3 資産のうち、現金の管理は金融機関を利用して行う。現金を除く資産の管理方法は集会の承認を得て別に定める。

（支部会費）

第7条 支部会費は、県協会からの配賦される金額を持って支部会費とする。

(支部活動費)

第8条 支部における事業活動の資産とするため、会員から支部活動費を徴収することができる

(事業年度)

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(活動)

第10条 本運営規約および県協会定款に定める目的を実現するために、支部において事業を執行し、予算を経理する。

(事業計画・予算および決算)

第11条 事業計画及び予算は支部長が作成し、県協会の承認を得なければならない。

2 支部決算は、支部資料により県協会に依頼する。

(集会)

第12条 会員で構成する集会を開催する。

2 集会は、通常集会と臨時集会とし、開催時期は別に定める。
3 集会における決議事項はおよび報告事項は次のとおりとする。

(1) 決議事項

- ア 支部組織および役員の改選
- イ 支部活動費
- ウ 支部運営規約の改正
- エ 集会において発議され、動議として成立した事項
- オ その他の集会において承認が必要と認められる事項

(2) 報告事項

- ア 事業計画および予算
- イ 決算
- ウ 事業活動
- エ その他の集会において報告が必要と認められる事項

(集会の招集)

第13条 支部長は毎年1回通常集会を招集するほか、必要に応じ臨時集会を招集する。
2 集会を招集する場合は、集会の日時、場所、および目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。

(集会の定足数および決議)

第14条 集会は、会員数1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、過半数の同意で議事を決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(集会の議長)

第15条 議長は、集会に出席した会員の中から選出する。

(集会に議事録)

第16条 集会の議事については、県協会の定款の規定に準じた議事録を作成するものとする。

(役員)

第17条 支部に以下の役員を置くものとし、会員の中から選出する。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 1名以上
 - (3) 会計責任者 1名
 - (4) 保健師・助産師・看護師の職能責任者 各1名
- 2 円滑な支部活動を開拓するために第1項に加え、以下の役員を置く。
- (1) 役員
 - ア 書記長 1名 イ 保健師職能 1名 ウ 看護師職能 3名
- 3 会議、委員会の組織運営は、支部において定める。

(役員の職務)

第18条 支部長は支部を代表し業務を統理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときはまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代理し、会計に関する職務を執行する。
- 3 会計責任者は支部長を補佐し、会計に関する業務を分掌する。
- 4 職能責任者は支部長を補佐し、それぞれの職務に関する業務を分掌する。
- 5 書記長は、支部長を補佐し、支部事業全般に関する業務を分掌する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、選任された通常集会終了後の翌日からその翌々年に開催される県協会通常総会の日までとする。

- 2 役員の辞任、任期満了による場合、後任者が就任するまでの期間は、なお従前の役員がその職務をおこなう。
- 3 任期終了後の再任は妨げない。ただし、同一の役職に就任する場合は6年を越えることはできない。

(費用弁償)

第20条 役員および会員が支部の業務に従事した場合は、日当及び旅費を県協会旅費規程に基づき支給するものとする。

(1) 日当

ア 半日（3時間未満） 1,000円

イ 一日（半日以外） 1,500円

(2) 旅費

原則として公共交通機関利用による旅費の実費

(3) 通信費

業務のため、個人の負担で電話を利用した場合は実費を支給する。実費の額が不明の場合は1回当たり100円とする。

2 第1項以外の講師等で費用弁償を行おうとする場合は、上記規程に基づき支給することとし、予め支部長の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約の制定及び変更は、集会において決議を得た後、県協会の承認を得なければならない。

この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

平成29年 7月 1日改正

令和元年 6月 15日改正

令和5年度 村上支部役員名簿

役 職	職能	氏 名	所属施設	残任期間
支部長	看	富樫 京子	村上総合病院	2年
副支部長	看	平山 恵理子	村上総合病院	1年
書記	看	高橋 和美	村上総合病院	2年
会計	看	小野 絵里子	村上総合病院	2年
職能責任者	保	東海林 清美	村上市役所 神林支所	1年
	助	佐藤 佐智子	村上総合病院	1年
	看	本間 朋子	介護医療院瀬波	1年

職能委員	保	島津 心	関川村役場	2年
	看	小田 祐子	村上記念病院	1年
	看	鈴木 直美	介護医療院瀬波	2年
会報	看	飯沼 かおり	村上総合病院	1年

